

令和 7 年度 金融機関感謝制度の選定基準について

1 金融機関

以下のいずれの条件も満たす金融機関を対象とします。

- ① 令和 7 年度末における保証債務残高が 100 億円以上、かつ対前年比が全体の平均以上
- ② 令和 7 年度末における保証債務残高のある顧客数が 1,000 先以上
- ③ 令和 7 年度における代位弁済率が全国平均又は兵庫県平均のいずれか低い方以下

2－（１） 金融機関店舗（神戸事務所、阪神事務所、姫路事務所）

以下のいずれの条件も満たす金融機関店舗のうち、令和 7 年度末における保証債務残高の対令和 6 年度比が上位 10 位以内の金融機関店舗を対象とします。ただし、令和 7 年度の期中に新設された店舗を除きます。

- ① 令和 7 年度末における保証債務残高が 10 億円以上、かつ対前年比が全体の平均以上
- ② 令和 7 年度における代位弁済率が全国平均又は兵庫県平均のいずれか低い方以下

2－（２） 金融機関店舗（但馬支所、淡路支所）

以下のいずれの条件も満たす金融機関店舗のうち、令和 7 年度末における保証債務残高の対令和 6 年度比が上位 3 位以内の金融機関店舗を対象とします。ただし、令和 7 年度の期中に新設された店舗を除きます。

- ① 令和 7 年度末における保証債務残高が 3 億円以上、かつ対前年比が全体の平均以上
- ② 令和 7 年度における代位弁済率が全国平均又は兵庫県平均のいずれか低い方以下

2－（３） 金融機関店舗（西脇支所、加古川支所）

以下のいずれの条件も満たす金融機関店舗のうち、令和 7 年度末における保証債務残高の対令和 6 年度比が上位 5 位以内の金融機関店舗を対象とします。ただし、令和 7 年度の期中に新設された店舗を除きます。

- ① 令和 7 年度末における保証債務残高が 3 億円以上、かつ対前年比が全体の平均以上
- ② 令和 7 年度における代位弁済率が全国平均又は兵庫県平均のいずれか低い方以下

《補足》 2－（１）、2－（２）、2－（３）

店舗の対象については、兵庫県内の店舗とし、各店舗の所在地を管轄する事務所又は支所ごとに選定します。

※ 代位弁済率：令和 7 年度の代位弁済額（元利計）／令和 7 年度の保証債務平均残高

(1) 創業・再チャレンジ支援

「創業関連保証」、「再挑戦支援保証」、「スタートアップ創出促進保証制度」について、積極的に取り組まれた上位3位の金融機関（保証承諾件数）を対象とします。

(2) SDGs 促進

SDGs 支援保証「ステップ」、「SDGs 社債保証」、技術・経営力発展保証「スター」、災害時発動型予約保証「そなえ」※および兵庫県融資制度「事業応援貸付（SDGs 支援貸付）」、「地球温暖化対策設備等設置資金」、「最新規制適合車等購入資金」について、積極的に取り組まれた上位3位の金融機関（保証承諾件数）を対象とします。

※「そなえ」については、保証予約件数（再予約申込による予約決定を含む）を集計。

(3) 経営者保証を不要とする保証

経営者保証を不要とする保証について、積極的に取り組まれた上位5位の金融機関（保証承諾件数）のうち、金融機関ごとの総保証承諾（法人）件数に対する同保証の構成比が高い上位3位の金融機関を対象とします。

(4) 協調支援

「協調支援型特別保証制度」について、積極的な取組みが見られた上位5位の金融機関（保証承諾件数）のうち、金融機関ごとの総保証承諾件数に対する同保証の構成比が高い上位3位の金融機関を対象とします。